

令和8年度 競技力向上事業
オリンピック等日本代表候補選手強化事業 実施要項

7 TSP0 競第559号

令和8年4月1日施行

1 趣旨・目的

この要項は、公益財団法人東京都スポーツ協会が東京都と締結した協定に基づき、日本選手権等全国大会を通じた、オリンピック等国际大会や世界選手権へ出場が見込まれる東京都選手及び、その指導者の強化活動を支援することを目的として実施する「令和8年度オリンピック等日本代表候補選手強化事業」の実施に必要な事項を定める。

2 主催者

この事業は、東京都（以下「都」という。）、公益財団法人東京都スポーツ協会（以下「本協会」という。）、本協会加盟競技団体（以下「競技団体」という。）及び本協会正式加盟種目団体（以下「種目団体」という。）を主催者とする。

3 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、当該年度の国スポ正式競技の東京都代表候補選手となる期間（国スポ候補選手強化事業へ参加する期間）は、本事業の対象から除くことを基本とする。

4 事業内容

(1) 大会出場のための支援

国際競技連盟、中央競技団体、関東ブロック等の競技団体によって組織された団体が実施する大会への出場（国際大会、日本選手権大会、全国大会、関東大会等）

(2) 強化合宿参加のための支援

国際競技連盟、中央競技団体、関東ブロック等の競技団体によって組織された団体が実施する強化合宿への参加

(3) 対象者名簿に登載された者を対象とする、本協会加盟競技団体及び種目団体が実施する宿泊を伴う強化合宿

※1 事業の実施にあたっては（1）（2）を優先して実施すること。

※2 日本国内、海外の実施は問わない。ただし、分担金の支出に際して事業対象経費科目表（別添）の支出基準に基づくものとする。

※3 指導者のみを事業対象とすることはできない。

5 対象競技

1	陸上	10	バスケットボール	19	フェンシング	28	空手道	
2	水泳	11	レスリング	20	柔道	29	クレール射撃	
3	サッカー	12	セーリング	21	ソフトボール	30	ボウリング	
4	テニス	13	ウエイトリフティング	22	バドミントン	31	ゴルフ	
5	ローイング	14	ハンドボール	23	ライフル射撃	32	スキー	
6	ホッケー	15	自転車	24	ラグビーフットボール	33	スケート	
7	ボクシング	16	ソフトテニス	25	スポーツクライミング	34	アイスホッケー	
8	バレーボール	17	卓球	26	カヌー	35	トライアスロン	
9	体操	18	馬術	27	アーチェリー	36	スケートボード	
2026年4月1日時点国際総合競技大会対象競技(オリンピック、ユースオリンピック、アジア競技大会)							37	ブレイクダンス

6 対象者

(1) 選手

競技団体及び種目団体が指定した、日本選手権等全国大会を通じたオリンピック等国際大会や世界選手権へ出場が見込まれる、東京都競技団体及び種目団体登録者（小学生以上、個人単位）

(2) 指導者

上記に該当する選手の指導者で、東京都競技団体及び種目団体登録者

1回の大会または合宿につき2名まで帯同可とする。（個人・チーム競技とも）

7 配分額

競技団体及び種目団体への分担金の支出は、1団体あたり100万円を上限とする。

8 事業実施上の留意点

(1) 未成年者が参加する期間は、指導的立場の者がいること。

(2) 海外の場合は、海外旅行保険の加入を必須とする。

(3) 別途実施する国スポ候補選手強化事業における海外遠征とは区別して実施する。

（経費を合算して事業を行うことはできない。）

(4) 中体連および高体連が主催する大会や合宿に学校を代表して参加する場合は事業対象外とする。

(5) この事業中に発生した事故等については、参加者及び競技団体の責任において対応する。

9 対象経費

(1) この事業は、都の分担金（以下「分担金」という。）の支出を受けた本協会が、後記（2）により分担金を競技団体及び種目団体に交付し実施する。なお、個々の事業の実施に必要と認められる他の団体の財源を充てることも可能とする。

(2) 分担金の支出については、次の点に留意すること。

ア 1回の大会または強化合宿につき、交通費・宿泊費・保険料の合計は1人1日30万円を上限とする。

イ 競技用具の輸送及び現地での車両・競技用具借上げ等に対する経費は、1回の大会または強化合宿につき20万円を上限とする。

ウ 食糧栄養費（競技活動に必要なサプリメント）については、1回につき10万円を上限とする。

(3) 経費については、別紙「事業対象経費科目表」に基づき支出する。

10 競技団体の責務

(1) 競技団体は、本事業の分担金が税金で賄われているものであることを留意し、本協会で定める「令和8年度競技力向上オリンピック等日本代表候補選手強化事業マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に従って適正に使用しなければならない。

(2) 競技団体は、スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について、当該ガバナンスコードに係るセルフチェックシートを、本協会に提出しなければならない。

- (3) 競技団体は、分担金を取り扱うに当たり、本協会に対し、適正な分担金の使用について、確認したことを届け出なければならない。
- (4) 競技団体は、公金取扱者を設置し、本協会に届け出なければならない。

11 分担金の申請、実施計画書の提出

- (1) 競技団体は、分担金申請書、事業実施計画書及び収支予算書等を作成し、確認書、公金取扱者設置届出書及び個人情報安全管理水準届出とあわせて、本協会の指定する期日までに提出する。
- (2) 競技団体は、事業実施計画書及び収支予算書の作成にあたり、事業の目的、趣旨に添い適切に立案するとともに、収支予算については、別添、事業対象経費科目表に基づき、作成しなければならない。

12 事業の決定及び分担金の交付決定

本協会は、前項により提出された実施計画書等の内容を精査し、この要項及びマニュアルの定め
に合致すると認められる事業を決定のうえ、競技団体及び種目団体に対して分担金の交付決定を行
う。

13 分担金の概算払い

本協会は、前項により決定された分担金について、交付決定額を概算払いする。

14 交付決定の取消し

- (1) 本協会は、この交付の決定の後において、次の場合には、この交付の決定の全部若しくは一部を取
り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
 - ア 事業参加者による不祥事があった場合
 - イ 競技団体及び種目団体が次のいずれかに該当した場合
 - (ア) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
 - (イ) 事業以外の用途に使用したとき。
 - (ウ) 公序良俗に反する行為があったとき。
 - (エ) 東京都スポーツ推進本部実施のスポーツ関連事業における補助金・分担金の受給対象者から除
外されることが決定したとき。
 - (オ) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 天災地変その他交付決定後に生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなく
なった場合
- (2) (1) イの場合、15の規定により交付すべき額の確定があった後においても、過年度に遡り適用す
る。
- (3) (1) ウの場合、対象事業のうち既に実施した部分については、この限りでない。

15 分担金の額の確定及び精算

競技団体及び種目団体は、事業終了後、速やかに実施報告書及び収支決算書等を本協会に提出する。
本協会はこれを精査し、適正と認めた経費等に基づき、分担金の額の確定を行う。

競技団体及び種目団体は、分担金の額が確定したときにおいて、すでにその額を超えて支給されてい
る場合は、その超える額を直ちに本協会に返還しなければならない。

16 実施報告書の添付書類

競技団体及び種目団体は、実施報告書の提出にあたり、出場した大会及び参加した強化合宿の実施要項、プログラム等、実施内容が分かる資料を添付するものとする。

17 交付決定取消に伴う分担金の返還等

競技団体及び種目団体は、14の規定によりこの交付の決定を取り消された場合において、既にその額を超えて交付されているときは、本協会がその都度定める期限内にこれを返還するものとする。

18 違約加算金及び延滞金

- (1) 本協会が14(1)イの規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取消し、競技団体及び種目団体に返還を命じた場合においては、競技団体及び種目団体にその命令に係る分担金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該分担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。
- (2) 本協会が14の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取消し、競技団体及び種目団体に返還を命じた場合で、競技団体及び種目団体がこれを期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (3) 競技団体及び種目団体は、18(1)の違約加算金を期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

19 分担金申請の一時停止等

本協会は、この要項14(1)イに基づき交付決定の取消しを行ったときは、競技団体に対し、当該処分を行った年度の翌年度から5年以内で、当事業並びに都が別に指定する東京都スポーツ推進本部実施のスポーツ関連事業における補助金・分担金の受給対象者から除外することができる。

20 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う分担金の返還

- (1) 対象団体は、事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により本事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、別紙「消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定について」により速やかに本協会に報告しなければならない。なお、本協会に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。
- (2) 本協会は、本事業実施にあたり策定する要項等に前項に相当する内容を規定した上で、対象団体から本事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還があった場合には、速やかに東京都へ返還する。

21 競技団体及び種目団体における事務処理の基本的事項

- (1) 競技団体は、本事業に係る事務処理について、マニュアルに基づいて行うこと。

- (2) 競技団体及び種目団体は、本事業に係る収入及び支出については、競技団体及び種目団体の定めるところにより予算に計上する。また、事業の内容を明らかにした帳簿を備え、支出を証明する書類を整備しなければならない。
- (3) 本協会及び競技団体及び種目団体は、本事業に関する書類を、当該事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (4) 本協会は、必要に応じて帳簿及び証拠書類の提出や各種検査などに加え実地調査等の対応を依頼することができる。

22 個人情報の取扱い

- (1) 主催者は、業務により取得した個人情報を、各々が保有する個人情報とする。
- (2) 主催者は、各々が保有する個人情報を、相互に共同して利用する。この際、共同して利用する個人情報の項目、共同利用する旨、共同利用の目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者について、あらかじめ当該個人情報の本人が知ることができるよう措置する。
- (3) 主催者は、各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同して利用する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- (4) 競技団体及び種目団体は、保有する取得個人情報について、関係法令等を遵守し、適切に管理する体制があることを疎明する資料として、別紙「個人情報安全管理水準届出」を本協会に提出する。
- (5) 本協定による業務を処理する上で、主催者以外の第三者が個人情報を取得し保有する場合の取扱いについては、主催者間で別途協議する。
- (6) 主催者の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
- (7) 主催者の一が、他の主催者及び主管者の保有する個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における委託した個人情報の取扱いに係る管理状況について、当該主催者に報告する。
- (8) 主催者は、事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に破棄する。